

令和 5 年 1 2 月 2 2 日  
電力・ガス取引監視等委員会

## ベースロード取引市場 2023 年度第 3 回オークションに係る監視について

電力・ガス取引監視等委員会は、本年 11 月に日本卸電力取引所において実施されたベースロード取引市場 2023 年度第 3 回オークションについて、「ベースロード市場ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」に基づき、供出量、供出上限価格の観点から監視を行いました。  
本日、第 3 回オークションに関する監視結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

### 〔1〕第 3 回オークション結果の概要

#### ① 短期商品(固定価格取引)

短期商品(固定価格取引)の約定量及び約定価格は以下のとおり。

	約定量	約定価格
東日本	36.2MW	15.40 円/kWh
西日本	81.5MW	12.00 円/kWh
九州	6.5MW	11.76 円/kWh

短期商品(固定価格取引)について、2022 年度第 3 回オークションと比べ、売札平均価格は 15.29 円/kWh 低下し、買札平均価格は 10.32 円/kWh 低下した。

	売札平均価格 <sup>※1</sup>	買札平均価格 <sup>※1</sup>
2022 年度第 3 回オークション	31.61 円/kWh	22.50 円/kWh
2023 年度第 3 回オークション	16.32 円/kWh	12.18 円/kWh
前期比増減(2023 年度-2022 年度)	▲15.29 円/kWh	▲10.32 円/kWh

※1:売札平均価格及び買札平均価格は、全エリアの注引量及び注文価格の加重平均にて事務局作成。

#### ② 短期商品(事後調整付取引)

短期商品(事後調整付取引)の約定量及び約定価格は以下のとおり。なお、九州市場においては約定なしとなった。

	約定量	約定価格	調整係数
東日本	48.7 MW	15.15 円/kWh	0.31
西日本	64.7 MW	11.80 円/kWh	0.06

- 短期商品(事後調整付取引)について、短期商品(固定価格取引)と比べ、売札平均価格は 0.16 円/kWh 高く、買札平均価格は 0.23 円/kWh 低くなった。

	売札平均価格 <sup>※1</sup>	買札平均価格 <sup>※1</sup>
短期商品(固定価格取引)	16.32 円/kWh	12.18 円/kWh
短期商品(事後調整付取引)	16.48 円/kWh	11.95 円/kWh
差(事後調整付-固定価格)	+0.16 円/kWh	▲0.23 円/kWh

※1:売札平均価格及び買札平均価格は、全エリアの注文量及び注文価格の加重平均にて事務局作成。

### ③ 長期商品(事後調整付取引)

- 長期商品(事後調整付取引)の約定量及び約定価格は以下のとおり。なお、西日本市場・九州市場においては約定なしとなった。

	約定量	約定価格	調整係数
東日本	24.0MW	17.07 円/kWh	0.39

- 長期商品(事後調整付取引)について、短期商品(事後調整付取引)と比べ、売札平均価格は 0.39 円/kWh 高く、買札平均価格は 1.67 円/kWh 高くなった。

	売札平均価格 <sup>※1</sup>	買札平均価格 <sup>※1</sup>
短期商品(事後調整付取引)	16.48 円/kWh	11.95 円/kWh
長期商品(事後調整付取引)	16.87 円/kWh	13.62 円/kWh
差(長期-短期)	+0.39 円/kWh	+1.67 円/kWh

※1:売札平均価格及び買札平均価格は、全エリアの注文量及び注文価格の加重平均にて事務局作成。

## [2]第3回オークションの監視結果

- 電力・ガス取引監視等委員会において、ベースロード市場の第3回オークションに供出を行った大規模発電事業者の供出状況について詳細な分析を行うとともに、各事業者からその考え方等を聴取すること等により、ガイドラインに基づく取組がなされていたかどうか確認したところ、以下のとおりであった。
  - 各大規模発電事業者の供出量について、いずれもガイドラインに定められた投入電力量を満たしていることが確認された。
  - 各大規模発電事業者の供出上限価格の算定について、1社については燃料費の価格変動リスクの見積り手法がガイドラインに定められた算定手法とは認められないことが確認されるとともに、過去のオークションにおいて供出上限価格の算定を誤っていたことが確認されたため、当該事業者に対して次回以降のオークションに向け燃料価格変動リスクの見積り手法を改めるよう求めるとともに、供出上限価格の誤算定の再発防止に向けて会社の管理体制の改善に取り組むよう、業務改善指導を行った。
  - その他の各大規模発電事業者の供出上限価格は、ガイドラインに沿った方法で設定し、それ以下の価格で市場への供出を行っていることを確認した。
  - 第2回のオークションの監視結果として燃料費の価格変動リスクの織り込み方につ

いて改善を再度検討するよう求めた大規模発電事業者については、第3回オークションにおいて一定の改善がなされていることを確認した。

- ▶ 一方で、燃料費の価格変動リスクの織り込み方については、今後の監視においても、引き続き注視する。

### [3]今後の対応

- ・ 電力・ガス取引監視等委員会では、ガイドラインに基づき、今後当該第3回オークションにおける以下の監視を進める予定である。

#### ① ベースロード市場の受渡年度

大規模発電事業者から、ベースロード市場への供出価格と、ベースロード電源に係る社内又はグループ内取引価格との整合性の確認に必要な根拠の提出を求め、ベースロード電源に係る社内又はグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を下回っていないかについて確認を行う。

ベースロード電源に係る社内又はグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回るおそれ(注)がある場合、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

(注)ベースロード電源に係る社内又はグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を下回っていた場合、通常、ヒアリング等の対応を行うこととなると考えられる。

#### ② ベースロード市場の受渡年度及び受渡年度の翌年度

小売市場重点モニタリングを通じて、社内又はグループ内取引の購入コストを適切に認識した上で小売価格が設定されているかについて確認を行う。

小売平均価格(託送除き)が社内取引を含む電力調達費用と非化石証書の外部調達費用を下回っている場合には、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

#### ③ ベースロード市場の受渡年度の翌年度

必要に応じて、大規模発電事業者から実績発電コスト・実績発電量と想定発電コスト・想定発電量との比較に必要な根拠の提出を求め、実績と想定との乖離に係る合理性を確認する。

実績と想定との乖離に合理性が乏しいと判断される場合には、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
取引制度企画室長 東  
担当者:神田、北田  
電話:03-3501-1552(直通)